

(写)
3 西監第 168 号
令和 4 年 2 月 1 日

西東京市議会議長 保 谷 なおみ 殿
西 東 京 市 長 池 澤 隆 史 殿
西東京市教育委員会教育長
木 村 俊 二 殿

西東京市監査委員 櫻 井 勉
(公 印 省 略)

西東京市監査委員 橋 本 勇
(公 印 省 略)

西東京市監査委員 佐 藤 公 男
(公 印 省 略)

令和 3 年度定期監査（工事）の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

定期監査（工事）報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象工事及び部課

- 1 工 事 件 名 中央図書館・田無公民館耐震補強等改修工事
- 2 所 管 課 教育部 図 書 館
- 3 工事担当課 総務部 建築営繕課
- 4 契約担当課 総務部 契 約 課

第3 監査の範囲

当該工事に係る計画、設計・積算、施工及び事務手続等

第4 監査の期間

令和3年8月2日から令和4年1月28日まで

第5 監査の基準

西東京市監査基準（令和2年西東京市監査委員告示第3号）

第6 監査の実施内容

工事の設計及び施工等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、「公益社団法人 大阪技術振興協会」に工事技術調査の業務を委託して実施した。

第7 監査の日程及び実施場所

- 1 日 程 令和3年11月10日
- 2 実施場所 田無庁舎会議室及び施工場所

第8 監査の着眼点

- 1 計 画 (1) 工事の計画は妥当か。
(2) 関連工事相互間の調整は適切に行われているか。
- 2 設計・積算 (1) 設計・積算は、適法かつ合理的、経済的、効率的に行われているか。
(2) 事業目的に適合した設計になっているか。
(3) 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- 3 施 工 (1) 施工は、設計に基づき的確に行われているか。
(2) 各種検査、材料試験等は、適正に行われているか。
(3) 工程、品質、安全等、監督は適正に行われているか。
- 4 事務手続等 (1) 工事契約は適正か。

(2) 工事の事務処理は適正か。

第9 工事の概要等

- 1 工事件名 中央図書館・田無公民館耐震補強等改修工事
- 2 工事場所 西東京市南町五丁目6番11号
- 3 工期 令和3年5月31日から令和4年2月28日まで
- 4 契約金額 504,900,000円（うち消費税等 45,900,000円）
- 5 施工業者 大春建設 株式会社
- 6 工事概要 主要用途 図書館、公民館
工事種別 改修
敷地面積 2,102.55 m²
建築面積 1,257.27 m²
延べ面積 図書館 1,571.80 m² 公民館 1,241.00 m²
構造・規模 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階

7 施設内容

- (1) 図書館 地下1階:書庫、警備室等
1階:一般開架室、児童開架室、貸出し事務室、風除室等
2階:事務室、会議室、地域行政資料室、書庫、休憩室等
- (2) 公民館 地下1階:実習室、準備室、保育室、印刷室、倉庫等
1階:ホール、ロビー、公民館事務室等
2階:ホール、和室、第一学習室、第二学習室等
3階:視聴覚室、活動室、会議室等
- (3) 共用部 各階共通:トイレ、廊下、階段、E V、機械室、電気室等

第10 監査の結果

監査の結果、本工事の計画、設計・積算、施工及び事務手続等は、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、技術調査報告書における評価の概要は以下のとおりである。

1 総合評価

書類及び現場での調査の結果、良好であると評価する。

これから仕上げ工事が本格化するが、材料の搬入から施工、最後の環境測定まで、油断のない対応を期待する。

2 個別評価

(1) 書類調査における所見

設計図書、積算設計書、入札・契約関連書類、工事関連書類などについて調査をした結果、一連の書類は必要かつ十分であり、よく整理・保存されている。

(2) 現場視察調査における所見

現場視察は、屋上防水工事が完了し、耐震補強ブレースの取付工事が開始され、内部金属建具工事に着手した状況で行われた。工事は順調に推移しており、

安全対策、出来高、出来形とも特に大きな問題はなかった。

(3) その他の所見 維持管理計画について

修繕・更新計画、LCC（ライフサイクルコスト）など、どの項目も建物を健全に維持・活用していく上で欠かせない。当該建物の設計においては、維持管理の容易な計画に配慮しているが、改修工事であっても、定期的な修繕・更新は少なからず発生する。今後は当該施設の維持管理計画が策定され、維持管理が計画的かつ着実に実行されることが望ましい。